



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成30年4月20日金曜日 第2968号

## ◇ 目 次 ◇ 告 示

自衛官候補生の採用試験（2件）.....	（総務管理課）... 319
医療機関の指定.....	（保健福祉課）... 320
指定医療機関の廃止の届出.....	（ " ）... 320
指定医療機関の辞退.....	（ " ）... 320
介護機関（居宅介護事業者）の指定.....	（ " ）... 320
介護機関（介護予防事業者）の指定.....	（ " ）... 321
指定居宅介護支援事業者の指定の廃止.....	（長寿介護課）... 321
落札者等の告示.....	（土木管理課技術企画室）... 321
基本測量の実施の通知.....	（道路維持課）... 321
基本測量の終了の通知.....	（ " ）... 321
指定居宅介護支援事業者の指定.....	（中予地方局地域福祉課）... 321
瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要.....	（中予地方局環境保全課）... 322
土地改良区役員の就退任の届出（8件）.....	（中予地方局農村整備第一課）... 323
土地改良区役員の氏名の変更の届出（2件）.....	（ " ）... 326
指定道路の指定.....	（中予地方局建築指導課）... 326
土地改良区役員の就退任の届出.....	（南予地方局農村整備課）... 326
土地改良区連合役員の就退任の届出.....	（ " ）... 326
土地改良区の定款変更の認可（3件）.....	（ " ）... 326
建設業者の許可の取消し.....	（南予地方局管理課）... 326
道路の区域変更（県道下鍵山松野線）.....	（ " ）... 327
道路の供用開始（県道内子河辺野村線）.....	（南予地方局大洲土木事務所）... 327

## 公 告

パソコンネットワーク学習システムの借入れ.....	（高校教育課）... 327
---------------------------	----------------

## 監査委員告示

包括外部監査人の監査の事務を補助する者等の告示.....	（監査事務局）... 328
------------------------------	----------------

## 教育委員会告示

指定技能教育施設の廃止.....	（高校教育課）... 328
------------------	----------------

## 選挙管理委員会告示

政治団体の設立の届出.....	（選挙管理委員会）... 328
政治団体の届出事項の異動の届出.....	（ " ）... 329
政治団体の解散の届出.....	（ " ）... 329

## 公営企業公告

放射線治療装置の借入れ.....	（公営企業管理局総務課）... 329
------------------	---------------------

## 雑 報

環境影響評価準備書について.....	（環境政策課）... 330
--------------------	----------------

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 告 示

### ○愛媛県告示第404号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第117条第1項及び第118条の規定に基づき、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称並びに担当区域を次のとおり定める。

平成30年4月20日

愛媛県知事 中村時広

試験期日	試験場の位置	試験場の名称	担当区域
(男子) 平成30年5月19日(土)	松山市南梅本町乙115番地	陸上自衛隊松山駐屯地	県内全域
(女子) 平成30年5月19日(土)	松山市南梅本町乙115番地	陸上自衛隊松山駐屯地	県内全域

○愛媛県告示第405号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第117条第1項及び第118条の規定に基づき、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称並びに担当区域を次のとおり定める。

平成30年4月20日

愛媛県知事 中村時広

試験期日	試験場の位置	試験場の名称	担当区域
(男子) 平成30年6月17日(日)	松山市南梅本町乙115番地	陸上自衛隊松山駐屯地	県内全域
(女子) 平成30年6月17日(日)	松山市南梅本町乙115番地	陸上自衛隊松山駐屯地	県内全域

○愛媛県告示第406号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成30年4月20日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
宇都宮内科クリニック	西予市宇和町卯之町三丁目309番地	平成30年4月1日
コスモ調剤薬局 三島店	四国中央市中之庄町123番2	平成30年4月1日
ならの木薬局 ビギン	今治市北日吉町一丁目8番17号	平成30年4月1日
フロンティア薬局 宇和中央店	西予市宇和町卯之町三丁目149	平成30年4月1日

平成30年4月20日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
西条道前病院新居浜診療所	新居浜市西町1-12	平成29年12月31日

○愛媛県告示第408号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第51条第1項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退があった。

平成30年4月20日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	辞退年月日
大洲ななほクリニック	大洲市東若宮16番2号	平成29年6月1日
佐々木歯科医院	西予市城川町下相967番地	平成30年3月20日

○愛媛県告示第407号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

○愛媛県告示第409号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護機関(居宅介護事業者)を次のように指定した。

平成30年4月20日

愛媛県知事 中村時広

介護機関(居宅介護事業者)の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
有限会社 アボトライ	宇和島市丸之内三丁目2番1号	いわまつ薬局	宇和島市津島町高田丙542	平成30年3月20日

○愛媛県告示第410号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（介護予防事業者）を次のように指定した。

平成30年4月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（介護 予防事業者） の 名 称	主たる事務所の 所 在 地	介護予防事業を行う事業所		指 定 年 月 日
		名 称	所 在 地	
有限会社 アボトライ	宇和島市丸之内三丁目2番1号	ラポール訪問看護ステーション	宇和島市恵美須町1丁目4番23号	平成30年3月1日
有限会社 アボトライ	宇和島市丸之内三丁目2番1号	いわまつ薬局	宇和島市津島町高田丙542	平成30年3月20日

○愛媛県告示第411号

指定居宅介護支援事業者の指定（平成29年12月愛媛県告示第1299号）は、廃止する。

平成30年4月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第412号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成30年4月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	随意契約の相手方を決定した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約にした理由
えひめ電子入札共同システム保守管理業務	愛媛県土木部土木管理 局土木管理課技術企画 室 愛媛県松山市一番町四 丁目4番地2	平成30年3月29日	富士通株式会社松山支店 支店長 河上 彰 愛媛県松山市永代町13番 地	41,223,600円	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号の規定による。

○愛媛県告示第413号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成30年4月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 基本測量（空中写真撮影・オルソ作成）
- 2 作業期間 平成30年6月1日から  
平成31年3月31日まで
- 3 作業地域 久万高原町

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

平成30年4月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正、国土広域情報修正）
- 2 作業期間 平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで
- 3 作業地域 愛媛県内全域

○愛媛県告示第414号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、

○愛媛県告示第415号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定した。

平成30年4月20日

愛媛県中予地方局長 飯 尾 智 仁

指定居宅介護支援事業者の名称	指 定 居 宅 介 護 支 援 事 業 所		指 定 年 月 日	サービスの種類
	名 称	所 在 地		
合同会社つむぎ	居宅介護支援事業所 月と太陽	愛媛県東温市横河原1316 - 19	平成29年11月17日	居宅介護支援

○愛媛県告示第416号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県中予保健所及び松前町役場において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成30年4月20日

愛媛県中予保健所長 三木優子

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

東レ株式会社

東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号

代表取締役社長 日覺 昭廣

2 工場の名称及び所在地

東レ株式会社愛媛工場

伊予郡松前町大字筒井1515番地

3 特定施設に関する事項

(1) S D - 1 m / c 紡糸機

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。）別表第1第21号イ 湿式紡糸施設	
特定施設の能力	1日当たり3.5トン処理	
工事の着手予定年月日	平成30年5月14日	
工事の完成予定年月日	平成30年11月1日	
使用開始の予定年月日	平成31年1月7日	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 7.0~8.0 最大 7.0~8.0
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 61.350 最大 61.350
	浮遊物質量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 3 最大 3
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 20.0 最大 20.0
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 5.00 最大 5.00
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 45 最大 76	

(2) C D - 1 m / c 表面処理装置

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第21号ロ 未精錬繊維の薬液処理施設
特定施設の能力	1日当たり0.56トン処理

工事の着手予定年月日	平成30年7月1日	
工事の完成予定年月日	平成30年11月30日	
使用開始の予定年月日	平成31年3月31日	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 3.8~8.0 最大 1.2~10.0
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 3.0 最大 20.0
	浮遊物質量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1 最大 5
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 2.4 最大 64.3
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 0.10 最大 0.10
		通常 86 最大 130

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) 西地区回収留出液排水処理設備2

設置年月日	平成26年5月30日		
処理施設の種類	化学処理、生物処理及び物理処理		
処理施設の型式			
処理施設の構造	鉄筋コンクリート製及び鉄骨 + A L C 製		
処理施設の主要寸法	縦 15.4メートル 横 23.6メートル 高さ 8.75メートル		
処理施設の能力	1日当たり430立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	浸漬型平膜分離活性汚泥方式 + 活性炭吸着方式		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の	項目	処理前	処理後
	水素イオン濃度（水素指数）	通常 7.0~11.0 最大 7.0~11.0	通常 6.0~8.7 最大 6.0~8.7

汚染状態の 値	化学的酸素 要求量(単位 1リットルにつき ミリグラム)	通常 37.0 最大 65.0	通常 20.0 最大 20.0
	浮遊物質 量(単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 23 最大 23	通常 18 最大 20
	窒素含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 49.0 最大 70.0	通常 49.0 最大 49.0
	りん含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 5.00 最大 5.00	通常 3.20 最大 5.00
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 374 最大 430	通常 374 最大 430

(2) 西地区表面処理排水処理設備2

設 置 年 月 日	平成24年 7月 1日		
処 理 施 設 の 種 類	化学処理		
処 理 施 設 の 型 式			
処 理 施 設 の 構 造	鉄筋コンクリート、PVC及びFRP製		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	縦 10.5メートル 横 9.0メートル 高さ 6.4メートル		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり1,200立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	中和方式		
処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続		
処 理 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間		
処 理 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	な し		
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 3.8~8.0 最大 1.2~10.0	通常 6.0~8.7 最大 6.0~8.7
	化学的酸素 要求量(単位 1リットルにつき ミリグラム)	通常 3.0 最大 20.0	通常 3.0 最大 10.0
	浮遊物質 量(単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 1 最大 5	通常 1 最大 5
	窒素含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 2.4 最大 3.0	通常 2.4 最大 2.4
	りん含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 0.10 最大 0.10	通常 0.10 最大 0.10
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 859 最大 1,052	通常 859 最大 1,052

5 工場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値  
並びに汚水等の1日当たりの量

(1) 第1排水口

汚水等の汚 染状態の値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 6.0~8.7 最大 6.0~8.7
	化学的酸素 要求量(単位 1リットルにつき ミリグラム)	通常 10.2 最大 15.0
	浮遊物質 量(単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 10 最大 21
	窒素含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 5.6 最大 20.0
	りん含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 0.82 最大 3.00
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 93,170 最大 128,081

(1) 第2排水口

汚水等の汚 染状態の値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 6.0~8.6 最大 6.0~8.6
	化学的酸素 要求量(単位 1リットルにつき ミリグラム)	通常 4.1 最大 10.0
	浮遊物質 量(単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 1 最大 5
	窒素含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 5.0 最大 20.0
	りん含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 0.61 最大 3.00
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 18,480 最大 24,061

備考 この他に雨水排水口が6箇所ある。

○愛媛県告示第417号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、松山市荏原地区土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成30年 4月20日

愛媛県中予地方局長 飯 尾 智 仁

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	光 田 勇	松山市中野町440 - 1

○愛媛県告示第418号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市南高井土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成30年4月20日

愛媛県中予地方局長 飯尾 智仁

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	河本 兼弘	松山市南高井町851
"	河本 達也	松山市南高井町1633
"	相原 金吾	松山市南高井町232 - 2
"	井門 裕昭	松山市南高井町795 - 1
"	天野 利行	松山市南高井町1567 - 2
"	相原 秀一	松山市南高井町1169
"	安川 敬三	松山市南高井町675
監事	井門 徹	松山市南高井町812 - 2
"	竹村 章	松山市南高井町569 - 3

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	河本 兼弘	松山市南高井町851
"	相原 金吾	松山市南高井町232 - 2
"	相原 修由	松山市南高井町1298
"	河原 忠則	松山市南高井町1650 - 2
"	天野 利行	松山市南高井町1567 - 2
"	安川 敬三	松山市南高井町675
"	井門 裕昭	松山市南高井町795 - 1
監事	井門 徹	松山市南高井町812 - 2
"	石丸 仁志	松山市南高井町801

○愛媛県告示第419号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、浮穴土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成30年4月20日

愛媛県中予地方局長 飯尾 智仁

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	森田 光一	松山市森松町859
"	重松 政弘	松山市森松町752
"	重松 良夫	松山市森松町386
"	渡部 勇起	松山市森松町854
"	立花 豊樹	松山市井門町1354
"	橘 茂	松山市井門町752
"	武政 哲廣	松山市井門町718
"	橘 寿幸	松山市井門町117
監事	中川 功一	松山市森松町591 - 5
"	渡部 敬次	松山市井門町304

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	森田 光一	松山市森松町859
"	重松 政弘	松山市森松町752
"	重松 良夫	松山市森松町386
"	渡部 勇起	松山市森松町854
"	立花 豊樹	松山市井門町1354
"	橘 茂	松山市井門町752
"	武政 哲廣	松山市井門町718
"	橘 寿幸	松山市井門町117
監事	中川 功一	松山市森松町591 - 5
"	渡部 敬次	松山市井門町304

○愛媛県告示第420号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市垣生土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成30年4月20日

愛媛県中予地方局長 飯尾 智仁

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	中矢 雄哲	松山市西垣生町388 - 4
"	藤崎 温	松山市東垣生町579
"	大原 泰夫	松山市西垣生町888 - 4
"	藤村 恒味	松山市西垣生町1064 - 2
"	中矢 和幸	松山市西垣生町1289
"	中矢 昌吾	松山市西垣生町1416
"	松田 伸一	松山市東垣生町587
"	木村 政寛	松山市東垣生町93 - 1
監事	秀野 東洋夫	松山市東垣生町557
"	木村 不二夫	松山市西垣生町404
"	三原 國弘	松山市西垣生町640 - 1
"	中矢 進策	松山市西垣生町1508
"	松尾 茂	松山市東垣生町47 - 4

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	秀野 俊之助	松山市東垣生町552
"	土川 貢	松山市東垣生町247 - 1
"	武市 佳紀	松山市東垣生町807 - 1
"	中矢 雄哲	松山市西垣生町388 - 4
"	藤村 恒味	松山市西垣生町1064 - 2
"	大原 泰夫	松山市西垣生町888 - 4
"	大原 久直	松山市西垣生町1713 - 8
"	中矢 和幸	松山市西垣生町1289
監事	藤崎 温	松山市東垣生町579
"	福岡 三郎	松山市東垣生町36 - 4
"	木村 不二夫	松山市西垣生町404
"	中矢 進策	松山市西垣生町1508
"	三原 國弘	松山市西垣生町640 - 1

○愛媛県告示第421号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市古川土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成30年 4月20日

愛媛県中予地方局長 飯 尾 智 仁

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	大 西 尚 正	松山市古川西 3 丁目 6 - 19
"	松 本 浩 二	松山市古川西 1 丁目12 - 5
"	大 西 憲 治	松山市古川南 2 丁目16 - 31
"	堀 田 和 雄	松山市古川南 2 丁目14 - 1
"	有 光 晃	松山市古川南 2 丁目13 - 21
"	今 村 邦 夫	松山市古川西 2 丁目 1 - 3
"	大 西 光 章	松山市古川北 1 丁目15 - 8
"	今 村 祐 一	松山市古川南 2 丁目17 - 30
"	松 本 清 孝	松山市古川西 3 丁目14 - 18
"	今 村 泰 藏	松山市古川南 2 丁目 2 - 11
"	有 光 久 計	松山市古川南 3 丁目18 - 24
"	今 村 勝	松山市古川南 2 丁目10 - 22
"	堀 内 英 昭	松山市古川北 4 丁目10 - 21
"	林 滋	松山市古川北 4 丁目11 - 2
監 事	浅 井 正 廣	松山市古川北 4 丁目 7 - 12
"	大 西 正	松山市古川南 3 丁目18 - 7

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	松 本 浩 二	松山市古川西 1 丁目12 - 5
"	堀 田 和 雄	松山市古川南 2 丁目14 - 1
"	有 光 晃	松山市古川南 2 丁目13 - 21
"	今 村 健 二	松山市古川南 1 丁目16 - 25
"	高 市 茂	松山市古川南 2 丁目17 - 15
"	大 西 尚 正	松山市古川西 3 丁目 6 - 19
"	松 本 健 一	松山市古川西 3 丁目 4 - 6
"	大 西 光 章	松山市古川北 1 丁目15 - 8
"	今 村 邦 夫	松山市古川西 2 丁目 1 - 3
"	有 光 久 計	松山市古川南 3 丁目18 - 24
"	今 村 祐 一	松山市古川南 2 丁目17 - 30
"	堀 内 英 昭	松山市古川北 4 丁目10 - 21
"	今 村 泰 藏	松山市古川南 2 丁目 2 - 11
"	松 本 清 孝	松山市古川西 3 丁目14 - 18
監 事	浅 井 正 廣	松山市古川北 4 丁目 7 - 12
"	大 西 憲 治	松山市古川南 2 丁目16 - 31

○愛媛県告示第422号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市保免土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成30年 4月20日

愛媛県中予地方局長 飯 尾 智 仁

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	渡 部 国 安	松山市保免西 1 丁目 2 - 6

○愛媛県告示第423号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市志津川町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成30年 4月20日

愛媛県中予地方局長 飯 尾 智 仁

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	藤 本 彰	松山市志津川町 2
"	杉之内 俊 二	松山市志津川町303 - 1
"	岡 本 定	松山市志津川町108
"	門 屋 康 郎	松山市志津川町70 - 1
"	市 田 尚 史	松山市志津川町92 - 1
"	門 屋 宏 通	松山市志津川町78
"	倉 田 廣 明	松山市志津川町347
"	石 井 政 夫	松山市志津川町106
"	杉之内 豊 彦	松山市志津川町289 - 3
"	白 石 利 範	松山市志津川町338 - 2
監 事	山 本 文 則	松山市志津川町365
"	岡 本 和 夫	松山市志津川町65

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	藤 本 彰	松山市志津川町 2
"	杉之内 俊 二	松山市志津川町303 - 1
"	岡 本 定	松山市志津川町108
"	門 屋 康 郎	松山市志津川町70 - 1
"	青 木 勝	松山市志津川町60 - 2
"	門 屋 宏 通	松山市志津川町78
"	倉 田 廣 明	松山市志津川町347
"	石 井 政 夫	松山市志津川町106
"	杉之内 豊 彦	松山市志津川町289 - 3
"	白 石 利 範	松山市志津川町338 - 2
監 事	山 本 文 則	松山市志津川町365
"	岡 本 和 夫	松山市志津川町65

○愛媛県告示第424号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市余戸土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成30年 4月20日

愛媛県中予地方局長 飯 尾 智 仁

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	兼 久 良 二	松山市余戸東1丁目8-25

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	高 田 幸 造	松山市余戸東1丁目12-7

○愛媛県告示第425号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市吉藤土地改良区から次のとおり役員が氏名を変更した旨の届出があった。

平成30年 4月20日

愛媛県中予地方局長 飯 尾 智 仁

役員の種類	氏 名	
	変 更 前	変 更 後
理 事	門 屋 蔵	門 屋 蔵

○愛媛県告示第426号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市高岡土地改良区から次のとおり役員が氏名を変更した旨の届出があった。

平成30年 4月20日

愛媛県中予地方局長 飯 尾 智 仁

役員の種類	氏 名	
	変 更 前	変 更 後
理 事	貞 徳 勇 児	貞 徳 勇 児

○愛媛県告示第427号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

平成30年 4月20日

愛媛県中予地方局長 飯 尾 智 仁

- 1 指定道路の種類  
建築基準法第42条第1項第5号
- 2 指定年月日  
平成30年 4月11日
- 3 指定道路の位置  
伊予郡松前町大字北黒田字唐崎258番12の一部
- 4 指定道路の延長及び幅員  
(1) 延長 12.80メートル

○愛媛県告示第433号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成30年 4月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

(2) 幅員 4.00メートル

○愛媛県告示第428号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、大洲市土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成30年 4月20日

愛媛県南予地方局長 佐 伯 登 志 男

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	清 水 裕	大洲市徳森1989番地7

○愛媛県告示第429号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、南予用水土地改良区連合から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

平成30年 4月20日

愛媛県南予地方局長 佐 伯 登 志 男

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	岡 原 文 彰	宇和島市丸の内1丁目6番5号
"	阿 部 道 忠	西宇和郡伊方町大久1282番地
監 事	松 田 治	八幡浜市保内町喜木1番耕地1235番地

○愛媛県告示第430号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、松野町土地改良区の定款の変更を認可した。

平成30年 4月20日

愛媛県南予地方局長 佐 伯 登 志 男

○愛媛県告示第431号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、保内町土地改良区の定款の変更を認可した。

平成30年 4月20日

愛媛県南予地方局長 佐 伯 登 志 男

○愛媛県告示第432号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、大洲市土地改良区の定款の変更を認可した。

平成30年 4月20日

愛媛県南予地方局長 佐 伯 登 志 男



許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-24)第15267号	平成25年3月13日	たかた工房	高田 良二	喜多郡内子町大瀬中央4278	平成30年3月12日	建築工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第434号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年4月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	下鍵山松野線	北宇和郡鬼北町大字上川970番1から 同大字953番まで	旧	メートル 5.1~20.0	キロメートル 0.185	
		北宇和郡鬼北町大字上川970番3から 同大字953番2まで	新	16.5~66.6	0.185	

○愛媛県告示第435号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年4月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	内子河辺野村線	大洲市河辺町横山160番2から 同町横山163番2まで	平成30年4月20日

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成30年4月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

- (1) 件名  
パソコンネットワーク学習システムの借入れ
- (2) 借入物品名及び数量  
パソコンネットワーク学習システム一式（サーバー19台、パーソナルコンピュータ856台、プリンタ92台、プロジェクト21台、周辺機器一式、ソフトウェア一式、搬入、据付け、調整等一式）
- (3) 借入物品の内容等  
仕様書による。
- (4) 借入期間  
平成30年9月1日から平成36年8月31日まで
- (5) 借入場所  
入札説明書及び仕様書による。
- (6) 入札方法  
ア 入札金額は、1月当たりの借入代金とすること。  
イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に

- 1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札に参加する者に必要な資格  
知事の審査を受け、営業種別「その他」について平成29年度、平成30年度及び平成31年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた事業者で、次の事項に該当するもの
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (2) 借入期間の開始までに、要求する仕様の機器を確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
  - (3) 借入物品に係る保守の体制が整備されていることを証明した者であること。
  - (4) 4の(3)に掲げる提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- 3 入札書の提出場所等
  - (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
愛媛県教育委員会事務局指導部高校教育課施設管理グループ  
〒790 8570  
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)912 2951

(2) 入札書の受領期限  
平成30年 5月31日 (木) 午前10時

(3) 入札説明書の交付方法  
平成30年 4月20日 (金) から 5月 8日 (火) までの執務時間中 (月曜日から金曜日まで (国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) に規定する休日を除く。)) の午前 8時30分から午後 5時15分までをいう。) に(1)に掲げる場所で交付する。

(4) 入札書の提出方法  
郵送又は持参  
(5) 開札の日時及び場所  
平成30年 5月31日 (木) 午前10時  
愛媛県庁第 1 別館10階教育委員室

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨  
(2) 入札保証金  
愛媛県会計規則 (昭和45年愛媛県規則第18号) 第135条から第137条までの規定による。  
(3) 入札者に要求される事項  
この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき次の期限までに提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

提出期限：平成30年 5月10日 (木) 午後 5時15分

(4) 入札の無効  
2 に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否  
要  
(6) 契約保証金  
愛媛県会計規則第152条から第154条までの規定による。

(7) 落札者の決定方法  
この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(8) その他  
詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be leased: Computer

Equipment and Related Services for Installing Terminal Unit , for the prefectural school computer rooms ( Local Area Network ) , 1 set

(2) Time limit of tender: 10:00 a .m . , 31 May 2018 ( tenders submitted by mail: 5:15 p .m . , 30 May 2018 )

(3) For further information , please contact: Facilities Administration Section , High School Education Division , Guidance Department , Ehime Prefectural Board of Education , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan  
TEL 089 912 2951

監査委員告示

○愛媛県監査委員告示第 1 号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第252条の32第 1 項の規定による協議が調ったので、同条第 2 項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成30年 4月20日

愛媛県監査委員 山之内 芳 夫  
同 岡 田 清 隆  
同 大 西 渡  
同 梶 谷 大 治

包括外部監査人矢野和弘の監査の事務を補助する者		監査の事務を補助できる期間
氏 名	住 所	
山 崎 泰 志	香川県高松市昭和町 2丁目 5番 3 - 101号 J . C R E S T 高松昭和町	平成30年 4月20日から平成31年 3月31日まで
宮 本 豪	愛媛県東温市野田 1丁目 7番地 7	平成30年 4月20日から平成31年 3月31日まで

教育委員会告示

○愛媛県教育委員会告示第 5 号

学校教育法施行令 (昭和28年政令第340号) 第35条第 1 項の規定により、次のとおり指定技能教育施設を廃止する旨の届出があった。

平成30年 4月20日

愛媛県教育委員会  
教育長 井 上 正

- 1 技能教育のための施設の名称  
松山総合高等専修学校
- 2 廃止年月日  
平成30年 3月30日

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第12号

政治資金規正法 (昭和23年法律第194号) 第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成30年 4月20日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大 塚 岩 男

その他の政治団体 (政党及び政治資金団体以外の政治団体)  
国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	届出年月日
	代表者	会計責任者		
LS21	中村時広	西村舜	松山市歩行町二丁目1-6	平成30年3月28日

○愛媛県選挙管理委員会告示第13号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、次のとおり政治団体から届出事項の異動の届出があった。

平成30年4月20日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚岩男

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
栗原ひさこ後援会	西岡忠志	会計責任者	小宮涼子	井上嘉子	平成30年1月31日
愛媛県理学療法士連盟	定松修一	代表者	定松修一	菊池健蔵	平成30年3月25日

○愛媛県選挙管理委員会告示第14号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

平成30年4月20日

愛媛県選挙管理委員会  
委員長 大塚岩男

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
三谷つぎむ後援会	田中一高	平成29年12月30日
渡部伸二と市民の広場	松尾京子	平成30年2月24日
信誠会四国中央支部	沖本信之	平成30年3月26日

公営企業公告

○公告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成30年4月20日

愛媛県公営企業管理者 兵頭昭洋

1 入札に付する事項

- (1) 件名  
放射線治療装置の借入れ
- (2) 借入物品名及び数量  
放射線治療装置 1式  
(使用にあたり必要な運搬、搬入、設置、調整、説明等一式を含む。)
- (3) 借入物品の内容等  
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 借入期間  
平成31年3月1日から平成37年2月28日まで
- (5) 借入場所  
愛媛県立中央病院  
(愛媛県松山市春日83番地)

(6) 設置完了日

平成31年2月28日(木)

(7) 入札方法

ア この公告の入札は、愛媛県電子入札運用基準（製造の請負等編）に定義するシステム（以下「電子入札システム」という。）による。ただし、愛媛県電子入札運用基準（製造の請負等編）7(1)又は(2)の規定により紙入札による参加承諾を受けた者にとっては、紙入札を行うことができる。

イ 入札金額は、1月当たりの借入代金とすること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成30年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当する者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告で示す物品を借入期間の開始までに確実に納入できることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (4) 法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある場合にあっては、その許認可等に基づく営業であることを証明した者であること。

3 入札書の提出方法等

- (1) 提出書類及び入札書の提出方法  
電子入札システムによる。
- (2) 契約条項及び入札説明書の掲載場所  
愛媛県入札情報公開システム上に掲載する。  
<http://www.pref.ehime.jp/h40180/e-bid-nyuusatsu/>

- (3) 入札書のほかに提出する書類の受領期限  
平成30年5月25日(金)午後5時00分まで。
- (4) 入札書の受領期限  
電子入札システムによる場合は、平成30年6月5日(火)から平成30年6月6日(水)までの電子入札システム稼働時間中(午前9時00分から午後8時00分まで(ただし、6月6日は午後5時15分まで))。  
紙入札による場合は、平成30年6月6日(水)午後5時15分まで。
- (5) 開札の日時及び場所  
平成30年6月7日(木)  
愛媛県公営企業管理局会議室(愛媛県庁第二別館2階)
- (6) 問い合わせ先  
愛媛県公営企業管理局総務課財産管理係  
〒790 8570  
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
電話 (089)912 1000 内線4623  
又は(089)912 2794
- 4 その他
- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
愛媛県公営企業会計規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号)第176条において例によることとされる愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項  
この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を、入札説明書等に基づき平成30年5月25日(金)午後5時00分までに提出しなければならない。  
なお、愛媛県公営企業管理者から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 入札の無効  
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否  
要
- (6) 契約保証金  
愛媛県公営企業会計規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号)第176条において例によることとされる愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第152条から第154条までの規定による。
- (7) 落札者の決定方法  
この公告に示した物品を納入できると愛媛県公営企業管理者が判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (8) 入札書の提出方法  
電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。

紙入札による場合は、入札書を直接又は郵便(書留郵便に限る。)により3(6)に掲げる場所に提出すること。

- (9) その他  
詳細は、入札説明書による。

#### 5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be leased: Radiation Therapy Equipment , 1 set
- (2) Time limit of tender: 5:15 p.m. , 6 June 2018
- (3) For further information , please contact: Property Management Section , General Affairs Division , Public Enterprise Administration Bureau , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan  
TEL 089 912 2794

### 雑 報

#### ○公 告

##### 環境影響評価準備書について

環境影響評価法(平成9年6月13日法律第81号)第14条第1項の規定により、次の対象事業について環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)を作成したので、同法第16条の規定により、次のとおり公告します。

また、同法第17条第1項の規定により、準備書の説明会を開催することとしたので、併せて公告します。

なお、準備書について、環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができます。

平成30年4月20日

電源開発株式会社

取締役社長 渡部 肇 史

#### 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

- (1) 名 称 電源開発株式会社  
(2) 代表者 取締役社長 渡部 肇史  
(3) 所在地 東京都中央区銀座六丁目15番1号

#### 2 対象事業の名称、種類及び規模

- (1) 名 称 南愛媛第二風力発電事業(仮称)  
(2) 種 類 風力発電所の設置の工事の事業  
(3) 規 模 総出力 最大40,800キロワット

#### 3 対象事業が実施されるべき区域

愛媛県宇和島市津島町下畑地地区

#### 4 関係地域の範囲

愛媛県宇和島市、愛媛県南宇和郡愛南町

#### 5 準備書及び要約書の縦覧場所、期間及び時間

- (1) 縦覧場所  
愛媛県庁、宇和島市役所、宇和島市津島支所、愛南町役場
- (2) 縦覧期間  
平成30年4月20日(金)から平成30年5月21日(月)まで  
(土曜日、日曜日及び「国民の祝日に関する法律」に規定する休日及び閉庁日は除く)
- (3) 縦覧時間  
午前9時から午後5時まで

#### 6 準備書についての意見書の提出期限及び提出先並びに意見書に記載すべき事項

- (1) 提出期限  
平成30年6月4日(月)まで
  - (2) 提出先  
〒104 8165 東京都中央区銀座六丁目15番1号  
電源開発株式会社 環境エネルギー事業部風力事業推進室
  - (3) 意見書に記載すべき事項
    - ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
    - イ 意見書の提出の対象である準備書に記載された対象事業の名称
    - ウ 準備書についての環境の保全の見地からの意見(日本語により、意見の理由を含めて記載すること。)
- 7 説明会の開催を予定する日時及び場所
- (1) 日時 平成30年4月27日(金) 午前10時より  
場所 上楨集会場(愛媛県宇和島市津島町下畑地乙735番地4)
  - (2) 日時 平成30年4月28日(土) 午後6時より  
場所 僧都ふれあい交流館(愛媛県南宇和郡愛南町僧都279番地)